

2015年4月18日
三重県技術士会総会

最近勉強した事 ～憲法～

技術士（化学部門・総合技術監理部門）

池田 和人

[近代憲法とは]

- ◆ 近代憲法の発祥（憲法史）
- ◆ 近代憲法の特徴
- ◆ 立憲主義の展開(変化)

自由権→参政権→社会権



日本国憲法（首相官邸HPより）

[日本国憲法について]

- ◆ 日本国憲法ができるまで
明治憲法→敗戦→日本国憲法施行
- ◆ 日本国憲法の構成と基本原理
- ◆ 日本国憲法 前文
- ◆ 国民主権とは
- ◆ 平和主義（安保法制を含む）
- ◆ 人権カタログ
- ◆ 最後に

■ 書籍

「憲法（第4版）」 芦部信喜著 高橋和之補訂（岩波書店）

「憲法Ⅰ・Ⅱ（第5版）」 野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利著（有斐閣）

「憲法（第3版）」 伊藤真(まこと)著（弘文堂）

■ インタネットサイト

「日本国憲法」

「首相官邸ホームページ」

「国立国会図書館ホームページ」

「防衛省ホームページ」

「参議院ホームページ」

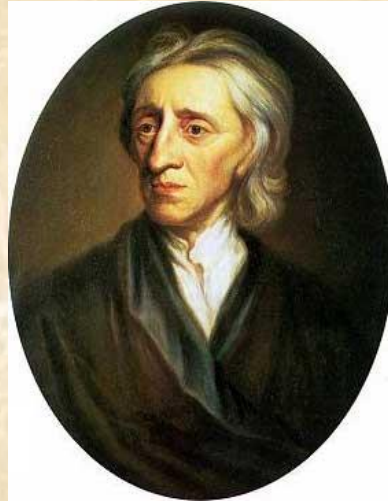
「山梨県ホームページ」

「裾野市観光協会ホームページ」

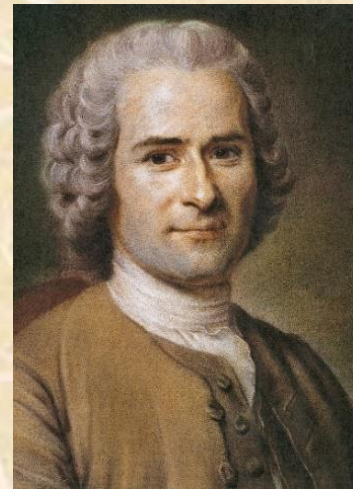
「WIKIPEDIA」

「インターネット画像集」、他

[前半]
～近代憲法とは～



ジョン・ロック(英国)



ルソー(仏国)

近代憲法の発祥（憲法史）

複製・回覧禁止

【中世のヨーロッパ（17～18世紀）】

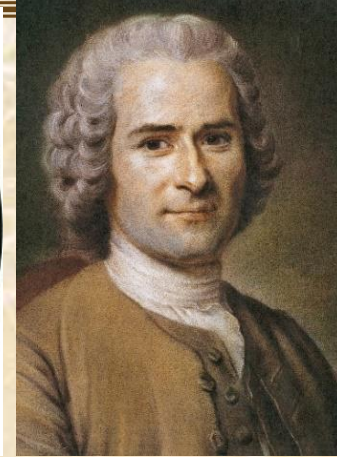
国王といえども従わなければならない高次の法。

貴族・僧侶の特権の擁護を内容とする封建的性格の強いもの。

法の支配
人の支配



ジョン・ロック(英国)



ルソー(仏国)

【近代市民革命(フランス革命)】(18世紀終盤)

近代啓蒙期の思想家の出現…ジョン・ロックやルソー

- ① 人間は生まれながらにして自由かつ平等であり生来の権利を持っている → 自然権
- ② 市民は政府と社会契約を結び、契約に基づいた権力の行使を政府に委任 → 社会契約説
- ③ 政府が権力を恣意的に行使し人民の権利を不当に制限する場合、市民は抵抗権を有する → 抵抗権

フランス人権宣言(1789)、アメリカ諸州の憲法(1776～89)、アメリカ合衆国憲法(1788)

「国家からの自由」… 立憲的意味の憲法(近代的意味の憲法)

[注釈;ドイツ]

経済発展が遅れており、市民が君主に対抗できる力を持っていなかった。(形式的法治国家)

君主自らが憲法を作り自らを制限した建前上の立憲君主。法律によって国民の権利を自由に制限できた。(法律の留保)

① 自由の基礎法

自然権の思想を実定化したもの = 人権規定 = 憲法の中核を構成する根本規範

この根本規範を支える核心的価値 = 「個人の尊重」「個人の尊厳」

[個人の尊厳・個人の尊重とは]

全ての国民は一人一人の個人として最大限尊重されるべきだという考え方

一人一人の個性が尊重され、その自由が尊重されるという考え方

[日本国憲法 13条前段] 『すべて国民は、個人として尊重される。』



② 制限規範

「国家からの自由」

国民の自由を侵害するおそれがある国家権力を制限し歯止めをかける。

[そもそも憲法とは]

人間が生まれながらに持っている権利や自由(自然権)をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障するものである。

【言い換えれば憲法とは】

- 個人の権利や自由を国家権力による侵害から守るためにある。
- すなわち、「国家からの自由」を確保するための法規範

そのためには国家権力を制限する必要がある → 制限規範



作;ウジェーヌ・ドラクロワ（1830年）

「民衆を導く自由(の女神)」

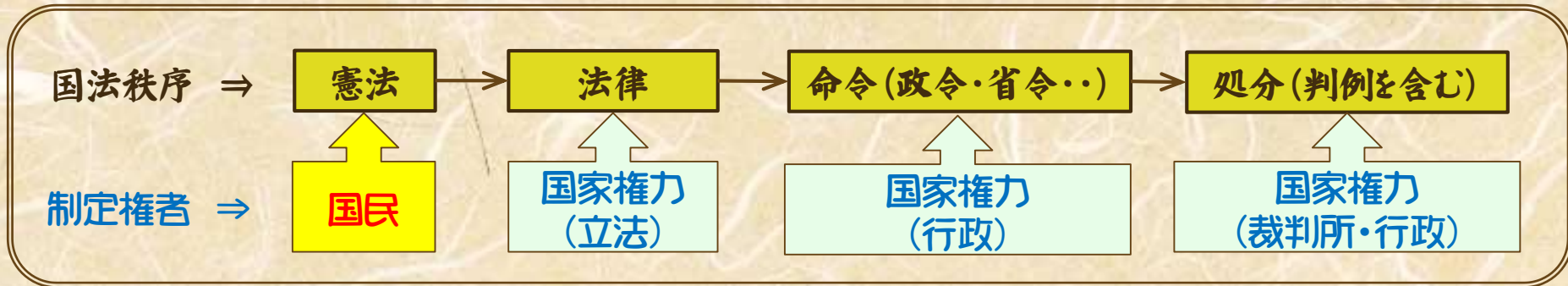
1830年の「フランス7月革命」を支持するという意味を込めた絵

当時シャルル10世の絶対主義に民衆が苦しんでおり、民主主義の改革が推し進められた。

③ 最高法規性

③-1 「形式的最高法規性」

国法秩序の段階構造において最も強い形式的効力を持つ。



[日本国憲法 第十章 最高法規]

第98条 第1項 形式的最高法規性

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

[日本国憲法 第九章 改正]

第96条 硬性憲法

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

③ 最高法規性

③-2 「実質的最高法規性」

憲法が実質的に法律と異なる。(内容的に法律に勝る法規範である。)



アドルフ・ヒトラー (1889~1945)

[日本国憲法 第十章 最高法規]

第97条 実質的最高法規性

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

[重要なことは] 上記の項が第十章「最高法規」の冒頭に記載されていることである。

“過去の幾多の試練に堪えた基本的人権を定めているからこそ、最高法規なのである。”
そして、“実質的な最高法規であるからこそ形式的な最高法規性が必要なのである。”



権力者による憲法の崩壊から守らなければならない。

(そのために裁判所による違憲審査制などの憲法保障制度がある。)

(過去の例)
ナチス・ドイツによる憲法崩壊
「全権委任法」制定

近代憲法の特徴のまとめ



立憲主義の展開(変化)

複製・回覧禁止

【19世紀】自由国家の時代

国家からの自由

自由権

- 国民に対して干渉すべきでなく、最小限度の任務のみを行うべき。
- 国家は秩序の維持と治安の確保という警察的任務だけを行うべき。
- 自由・平等な個人の競争を通じて社会の調和が保たれる。

自由国家
消極国家
夜警国家

内面性精神的自由権(思想・良心の自由等)
外面性精神的自由権(表現の自由等)
経済的自由権(職業選択の自由等)



国政への参加の時代

国家への自由

参政権



【20世紀】社会国家の時代

国家による自由

社会権

資本家による過剰労働の強要、経済的弱者・社会的弱者の発生
誰もが人間らしい生活を送れるよう、国家に積極的な政策を求めた。

社会国家
積極国家
福祉国家

生存権(25条)
教育を受ける権利(26条)
勤労の権利(27条)
労働基本権(28条)

現代でも最も重要な権利は「自由権」

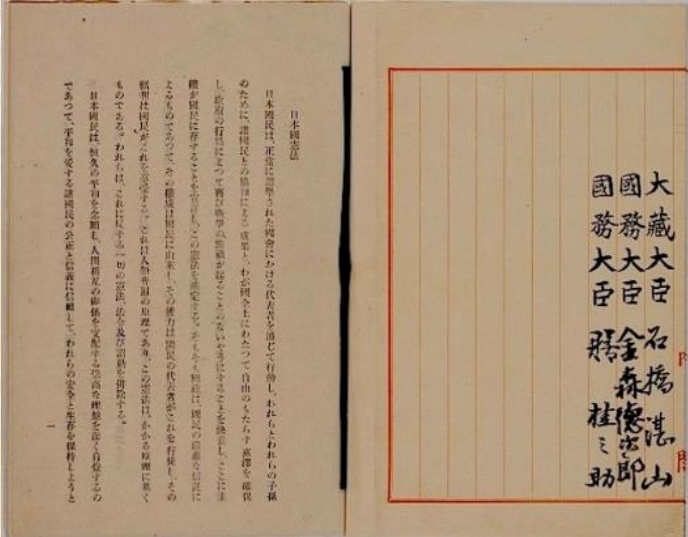
アメリカ
共和党…「小さな政府」、民主党…「大きな政府」

[後半]

～日本国憲法について～



日本国憲法（首相官邸HPより）



日本国憲法 前文の一部（国立国会図書館HPより）

明治憲法（大日本帝国憲法）

- 公布;1889年(明治22年)2月11日
- 施行;1890年(明治23年)11月29日
- 伊藤博文を中心にドイツ系立憲主義を参考に制定。
- 日本で初めての成文憲法
- 主権=天皇
- 国民の権利や自由=“天皇からの恩恵”



大日本帝国憲法公布の様子

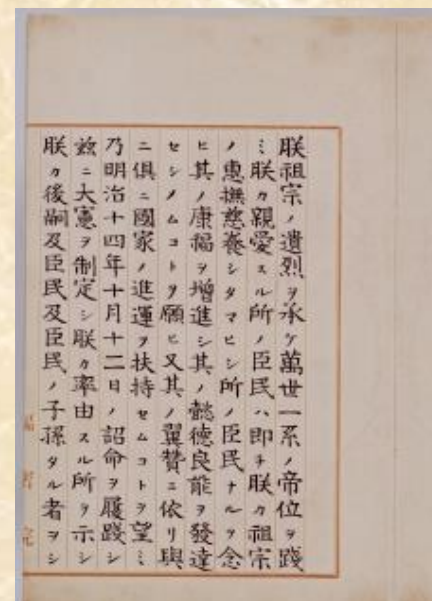
[当時のドイツ] “形式的法治国家”
君主が自ら憲法を作り自らを制限
建前上の立憲君主

[大日本帝国憲法]

[上諭] 国家統治の大権は朕が之を祖宗(そそう)に承けて之を子孫に伝う。

第1条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す。

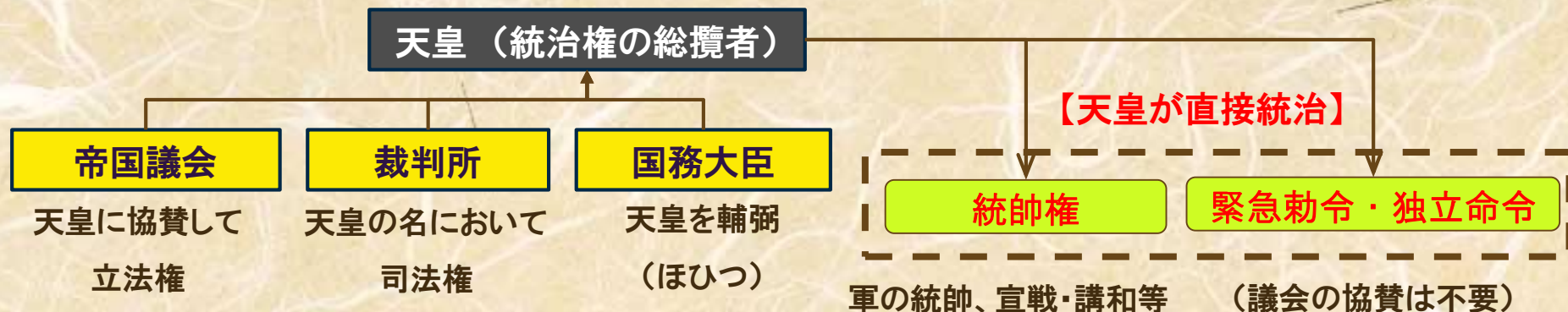
第4条 天皇は国の元首にして統治権を総攬し…。



大日本帝国憲法 上諭

「日本書紀」の建国神話に由来する
“万世一系”の天皇が国を統治

明治憲法（大日本国憲法）



短期間、大正デモクラシー（民主主義運動）の時代があったが、

【昭和期に入ると】“統帥権”を盾に軍が台頭。思想統制。

軍国主義へ

[注釈]

大正デモクラシーでの民主主義運動により成年男子の普通選挙制が実現した。

しかし同時に“治安維持法”が成立。軍が力を持つに伴い、“思想警察”により市民の政治活動が抑制。

これにより議会政治は院内の政争に明け暮れ腐敗。国民の間にも政党不信が醸成された。

こうした背景の下、一部の軍部急進派が政府の同意なしに中国東北部を侵略（満州事変）。

五・一五事件（犬養毅首相殺害）や二・二六事件（総勢1400人の部隊が首相官邸等を襲撃）を引き起こし、日中戦争・太平洋戦争へ突入。



柳条湖（りゅうじょうこ）事件直後

日本国憲法ができるまで 敗戦(1)

複製・回覧禁止

太平洋戦争終結、ポツダム宣言受諾

1945年(昭和20年)7月17日～8月2日

他の枢軸国が降伏した後も日本は抗戦していた。
ドイツの降伏…1945年5月8日

米英ソ3国首脳がベルリン郊外ポツダムにて戦後処理につき話し合い。(トルーマン・チャーチル・スターリン)

1945年(昭和20年)7月26日(ポツダム会談中)

米英中3国首脳の名でポツダム宣言を発表。(ソ連は対日参戦後に署名)

1945年(昭和20年)8月6日・9日(原爆)、8日(ソ連参戦)

広島・長崎に原爆投下(8月6日・9日)。ソ連が参戦(8月8日)。

1945年(昭和20年)8月10日 … 長崎への原爆の次の日

日本は連合国軍に“条件付きで”ポツダム宣言受諾を伝えた。(“天皇中心の明治憲法体制の維持”が条件。)

【ポツダム宣言の目的】

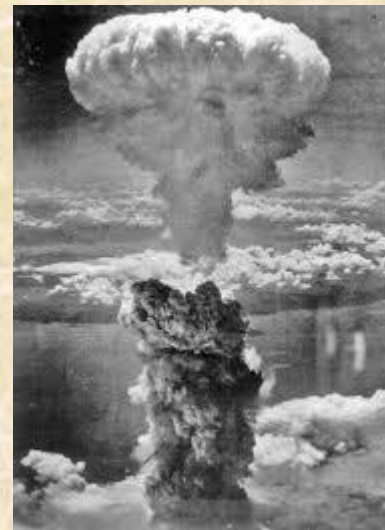
- 日本における軍国主義の排除
- 平和的傾向を有する政府の樹立
- 人権の尊重と国民主権の確立



米英ソ3国首脳会議(ポツダム)



蒋介石



原爆投下(広島・長崎)



鈴木貫太郎首相



太平洋戦争終結、ポツダム宣言受諾

1945年(昭和20年)8月11日 … ポツダム宣言受諾の次の日

連合軍よりバーンズ回答。

天皇および政府の統治権は、…… 連合軍最高司令官に従うべき。

日本の最終的な政治形態は、… 「日本国民の自由に表明する意思」により決定されるべき。

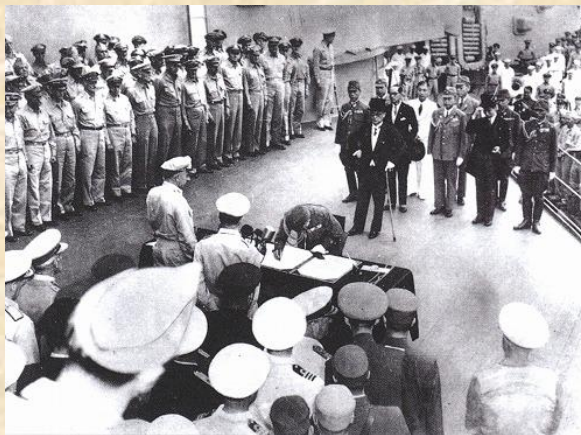
1945年(昭和20年)8月14日

最終的に“無条件で”ポツダム宣言の受諾を決定(8月14日)。

1945年(昭和20年)8月30日(GHQ設置)／9月2日(降伏文書に署名)

連合軍総司令部(GHQ)設置。降伏文書に署名(横浜港米軍艦ミズーリ号)。占領統治が開始。

[占領下の統治方法] 原則として、日本の既存の統治機構を通じて間接的に統治する方式。例外的に直接統治。



降伏文書署名(ミズーリ号)



ダグラス・マッカーサー

日本国憲法ができるまで 新憲法(1)



東久邇宮稔彦
(ひがしくにのみやなるひこ)

憲法改正案検討

1945年(昭和20年)10月4日

同時に以下を命じた。「自由の指令」
● 治安維持法の廃止、政治犯即時釈放
● 天皇制批判の自由、秘密警察の全廃等

マッカーサーが国務大臣である近衛文麿に憲法改正を示唆

1945年(昭和20年)10月5日

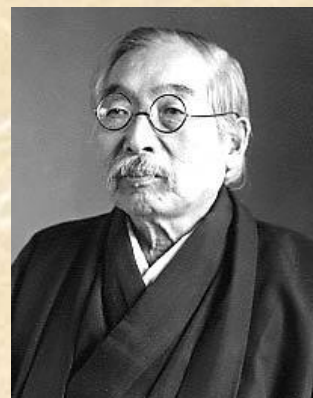
指令を実行できないとして
東久邇宮(ひがしくにのみや)内閣が総辞職

近衛は私人に。その後内大臣御用掛

1945年(昭和20年)10月9日

幣原喜重郎内閣が発足。

佐々木惣一
(ささきそういち)



近衛文麿
(このえふみまろ)



1945年(昭和20年)10月11日

マッカーサーから「憲法の自由主義化」の必要を指摘。

「五大改革指令」(マッカーサー→幣原内閣)
秘密警察の廃止、労働組合結成の奨励
婦人の開放、教育の自由化、経済の民主化

[松本委員会] “憲法問題調査委員会” 松本烝治(じょうじ)

[近衛文麿・佐々木惣一]

日本国憲法ができるまで 新憲法(2)

複製・回覧禁止

1946年1月24日

幣原首相がマッカーサーと3時間の会談。
幣原から9条を提案したとの情報あり。
(2016年5月3日
テレビ朝日 報道ステーション)

[松本委員会]

1945年10月11日

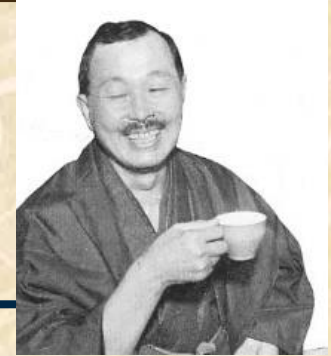
憲法問題調査委員会発足 (松本烝治(じょうじ) [国務大臣])

1946年1月9日

松本私案。これをもとに憲法改正作業

1946年2月1日

松本委員会案が毎日新聞にスクープ
天皇主権の保守的改正案



松本烝治(じょうじ)

[国民議論]

国民の間で関心が高まる
(憲法研究会; 鈴木安蔵ら)

GHQ自らが憲法改正の動き ; 総司令部が改正案を日本政府に自ら示すことを決定

[近衛文麿・佐々木惣一]

佐々木惣一(そういち)を京都から呼んで 憲法改正の調査を開始

近衛の戦争責任論が展開 閣外の内大臣府で憲法改正を行うことへの疑義

総司令部声明 (近衛個人に指示したものではない)

12月16日

近衛がA級戦犯に登録され、近衛は自殺



鈴木安蔵 (やすぞう)

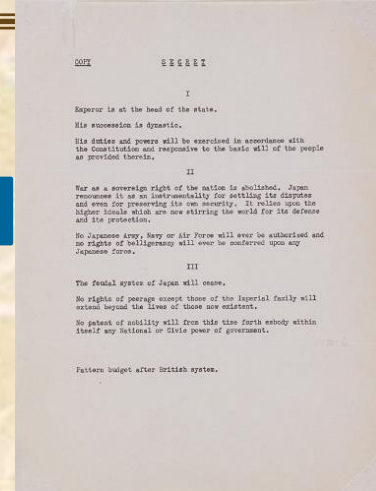
日本国憲法成立

1946年(昭和20年)2月2日

総司令部は鈴木安蔵らの「憲法研究会」の案に注目

マッカーサーが「マッカーサーノート(三原則)」を総司令部民生局長ホイットニーに手渡す

1. 天皇の権限 = 憲法に表明された国民の基本的意思に忝える。
2. 戦争の放棄
3. 貴族・華族の廃止等



マッカーサーノート

2月13日

民生局で「マッカーサー草案」を作成

松本試案を総司令部に提出

2月13日

「マッカーサー草案」が松本内務大臣・吉田茂外務大臣に手渡される。

松本試案とのあまりの違いに混乱。日本政府にとって「青天の霹靂」総司令部との折衝が始まる。

3月6日

「憲法改正草案要綱」が日本政府から公表。国民の間ではおおむね好評。

マッカーサー草案に基づいた新憲法案

4月10日

第1回衆議院選挙

4月17日

「憲法改正草案」を公表

10月29日

枢密院・衆議院・貴族院で審議・修正 ⇒ 可決

明治憲法の改正手続により日本国憲法が成立した。

天皇の裁可

11月3日

「日本国憲法」が公布

1947年(昭和22年)5月3日

「日本国憲法」が施行

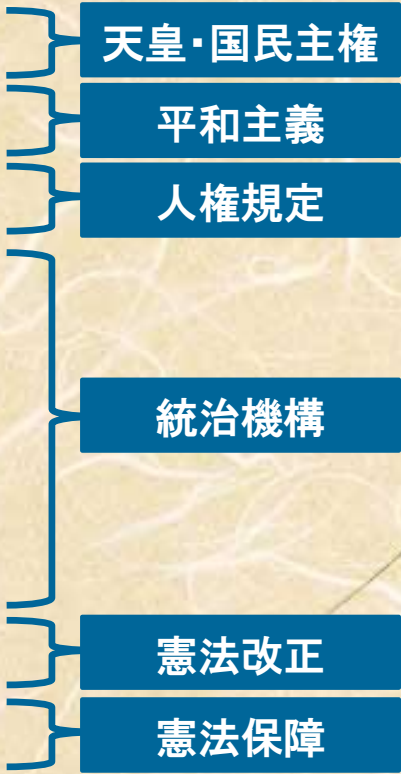
日本国憲法の構成と基本原理

複製・回覧禁止

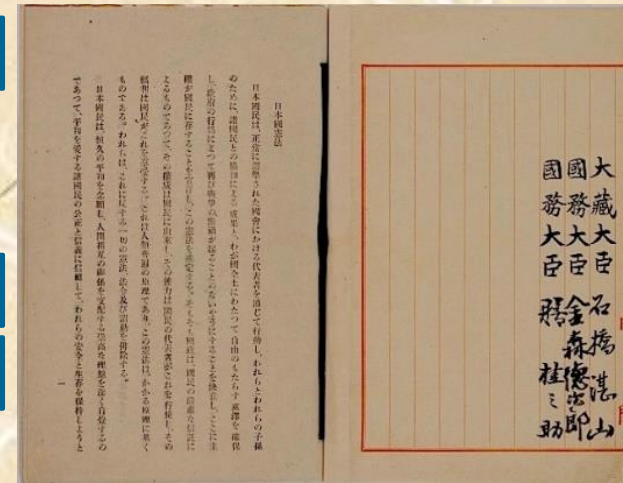
(上諭)

前文

- 第1章 天皇 [1条~8条]
- 第2章 戦争の放棄 [9条]
- 第3章 国民の権利及び義務 [10条~40条]
- 第4章 国会 [41条~64条]
- 第5章 内閣 [65条~75条]
- 第6章 司法 [76条~82条]
- 第7章 財政 [83条~91条]
- 第8章 地方自治 [92条~95条]
- 第9章 改正 [96条]
- 第10章 最高法規 [97条~99条]
- 第11章 補則 [100条~103条]



日本国憲法 (昭和22年5月3日施行)



日本国憲法 前文の一部

[日本国憲法の基本原理]

- 基本的人権の尊重
- 国民主権
- 平和主義

「基本原理」とは？
実定憲法秩序を指導する根本原理

[注] 写真;ウィキペディアより

日本国憲法 前文(1)

複製・回覧禁止

(前文 第1段 第1文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

平和主義

人権保障

国民主権

憲法制定権者 = 国民 (民定憲法)

(前文 第1段 第2文)

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

国民主権

それに基づく民主主義

(前文 第1段 第3・4文)

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

人権・国民主権・平和主義は
憲法改正によっても否定できない

基本的人権の保障は国民主権そしてこれに基づく民主主義の下ではじめて確立する。
また、人間の自由と生存は平和なくして確保されない。
すなわち、平和主義の原理も人権および国民主権の原理と密接に結びついている。

■ 基本的人権の尊重
■ 国民主権
■ 平和主義
これらは密接不可分

(前文 第2段)

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

平和的生存権

平和への強い決意

(前文 第3段)

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の**主権**を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

国際協調主義

「国民主権」の「主権」とは意味が違う(後述)

(前文 第4段)

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

崇高な理想と目的の達成を誓う

前文は理念と基本原理を述べたもので抽象的。

[注] 前文を根拠として裁判所の救済を求めることは困難 (通説)

国民主権とは

【国民主権】の意味

国政の最高決定権 ⇒ 「国民主権」という言葉の「主権」の意味

(主権の権力性) 国の政治のあり方を最終的に決定するのは国民である。

「国民が憲法を作り、国の政治はこの憲法に従う。」
(憲法制定権者 = 国民) (国民 = 有権者)

(主権の正当性) 国家の権力行使を正当づける究極的な権威は国民に存する。

[明治憲法では]
天皇の権力は神から授かったものであった
天皇の権力を正当づけるものは「神勅」であった。



明治天皇 (先祖は天照大神)
(天皇も神であった。)

専制君主制の時代

なぜ君主が権力を行使できるのか。 → 神から王権を授かったから

日本国憲法の下では

なぜ国家が権力を行使できるのか → 国民がその正当性を認め、その福利を国民が享受するから

[日本国憲法 第1章 天皇]

第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第4条

天皇は、この憲法が定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

- 天皇には主権がなく、国民に主権がある。天皇は象徴である。
- 天皇は国の政治に関与できず、天皇の権限は形式的・儀礼的な国事行為に限られる。
- 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、内閣が責任を持つ。天皇は責任を問われない。

GHQは、天皇制を残しつつ、天皇の権限を徹底的に無力化。

[当時、GHQ(連合軍総司令部)は、]
天皇の名において政策を行うと、抵抗もなく実現できた。
天皇制を廃止すれば国民からの大変な抵抗に遭うものと判断。
天皇制を残しつつ天皇の権限を徹底的に無力化。



昭和天皇・皇后



平成天皇・皇后

平和主義 憲法9条

複製・回覧禁止

[日本国憲法 第2章 平和主義]

第9条 1項

「芦田修正」

衆議院の憲法改正委員会委員長の芦田均が1項前段と2項前段を追記。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

1928年の不戦条約に基づくと、
「国家の政策の手段としての戦争」、すなわち「侵略戦争」を意味する。
[注]「不戦条約」;1928年、第1次大戦後の多国間条約(パリ)

第1項では、侵略戦争のみを放棄。
自衛戦争は放棄していない。

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「前項の目的を達するため」とは何を指すのか??

[限定放棄説]

「国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」を指す。

すなわち、「侵略戦争を放棄する」を指す。

[遂行不能説]

「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」を指す。

この場合、「自衛戦争」も事実上不可能となる。

[限定放棄説の結論]
自衛戦争は放棄していない

[遂行不能説の結論]
自衛戦争も事実上不可能である

第9条の解釈については、学説でも激しい対立があり、一定の結論はない。

2014年7月1日；閣議決定／2015年3月20日；与党で法案の骨格を合意／4月14日；与党協議再開

- [1] 武力攻撃事態（武力攻撃事態法） … 武力攻撃を受けた場合の防護
- [2] 周辺事態（周辺事態法） … 日本の平和のために活動する他国軍への支援
- [3] 国際社会の平和と安定への協力 … 国際社会の平和のために活動する他国軍への支援
- [4] 国連平和維持活動（PKO協力法） … 停戦監視や停戦後の平和・安定のための国際的支援
- [5] その他
 - 在外邦人の救出 … 武器使用をどこまで認めるべきか（アルジェリア人質事件）
 - 機雷掃海 … 機雷の掃海活動を可能にすべきか（ホルムズ海峡）
 - グレーゾーン事態 … 有事とは言えないが警察権だけでは対処不可能な事態（尖閣諸島周辺）



平和主義 安全保障法制 (2) R1

[1] 武力行使 (武力攻撃事態法、自衛隊法)

(従来の政府解釈)

個別的自衛権



(2014年7月1日 閣議決定)

集団的自衛権を限定容認

武力攻撃事態法の改正イメージ

武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



武力攻撃予測事態

日本への武力攻撃が予測される事態



緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



自衛権発動の旧3要件 (旧政府解釈)

(違法性)

我が国に対する急迫不正の侵害があること。
すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したこと。

(必要性)

これを排除するために他の適当な手段がないこと。

(均衡性)

必要最小限度の実力行使にとどまること。

武力行使の新3要件 “存立危機事態” (2014年7月1日；閣議決定)

我が国に対する武力攻撃が発生、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。

これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。

必要最小限度の実力行使にとどまること

法案の骨格 2014年7月1日;閣議決定/2015年3月20日;与党合意/4月14日;与党協議再開

項目	変更前	変更後 (具体的法案を検討中)
武力攻撃事態	個別的自衛権のみ	集団的自衛権を限定容認、“存立危機事態”
周辺事態 (日本の平和と安全)	周辺事態、米軍支援 非戦闘地域(*)	地理的制約なし、米軍以外の他国軍も支援? 現に戦闘を行っていない場所、“重要影響事態”
国際的平和協力 (国際社会の平和と安全)	特別措置法 給油・食糧供給等	恒久法(一般法);“国際平和支援法” 武器の補給も可能に?
PKO活動 (国連平和維持部隊)	武器使用は自己の生命・身体 の防護のみ	PKO他国部隊への駆けつけ警護で武器使用? 任務遂行に対する妨害排除のために武器使用?
在外邦人救出	武器使用不可	領域国の同意で武器使用?
機雷掃海	不可	集団的自衛権の一つとして可能に?
グレーゾーン事態	—	離島上陸等に対して閣議を経ずに自衛隊出動?

中国が進める軍事力と領土の拡大は日本にとって最大の脅威である

一方、日本は憲法9条の下、平和国家としての信頼とブランドを築いてきた



今後日本が進むべき道は？

人権 (1)

複製・回覧禁止

(上諭)

前文

第1章 天皇 [1条~8条]

第2章 戦争の放棄 [9条]

第3章 国民の権利及び義務 [10条~40条]

第4章 国会 [41条~64条]

第5章 内閣 [65条~75条]

第6章 司法 [76条~82条]

第7章 財政 [83条~91条]

第8章 地方自治 [92条~95条]

第9章 改正 [96条]

第10章 最高法規 [97条~99条]

第11章 補則 [100条~103条]

天皇・国民主権

平和主義

人権規定

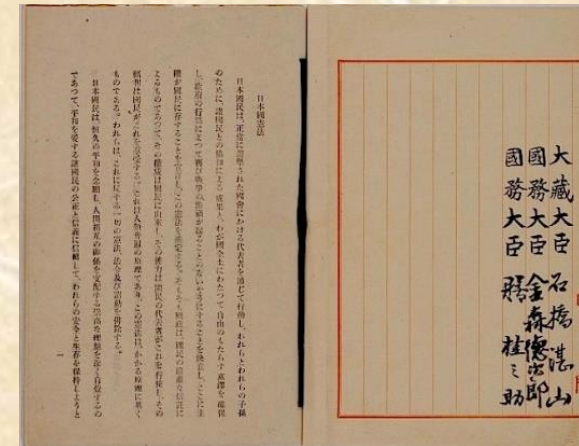
統治機構

憲法改正

憲法保障



日本国憲法 (昭和22年5月3日施行)



日本国憲法 前文の一部

[日本国憲法の基本原理]

■ 基本的人権の尊重

■ 国民主権

■ 平和主義

人権 (2)

複製・回覧禁止

【19世紀】 自由国家の時代

国家からの自由

- 国民に対して干渉すべきでなく、最小限度の任務のみを行うべき。
- 国家は秩序の維持と治安の確保という警察的任務だけを行うべき。
- 自由・平等な個人の競争を通じて社会の調和が保たれる。

自由国家
消極国家
夜警国家

自由権

- 内面性精神的自由権(思想・良心の自由等)
- 外面性精神的自由権(表現の自由等)
- 経済的自由権(職業選択の自由等)



国政への参加の時代

国家への自由

参政権



【20世紀】 社会国家の時代

国家による自由

資本家による過剰労働の強要、経済的弱者・社会的弱者の発生
誰もが人間らしい生活を送れるよう、国家に積極的な政策を求めた。

社会国家
積極国家
福祉国家

社会権

- 生存権(25条)
- 教育を受ける権利(26条)
- 勤労の権利(27条)
- 労働基本権(28条)

現代でも最も重要な権利は「自由権」

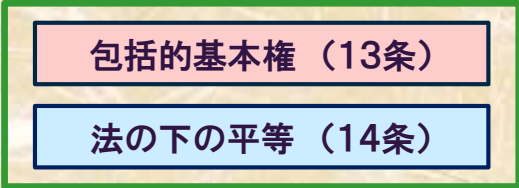
現にアメリカの共和党は今でも「小さな政府」を唱えている。

人権 (3)

複製・回覧禁止

[日本国憲法の人権規定]

個別的人権の基礎(後述)



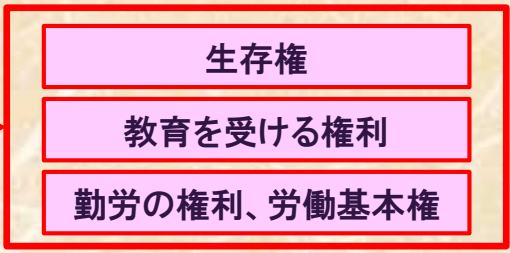
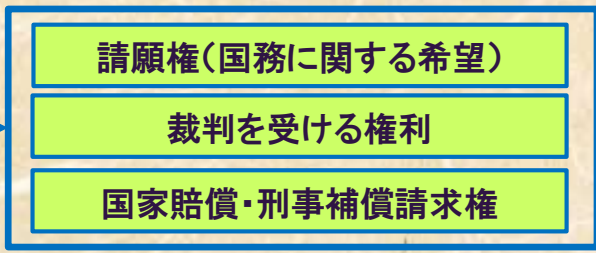
自由権



受益権(国務請求権)

参政権

社会権



最後に、

最近世界情勢の変化を受けて日本でも立憲主義のあり方が問われる場面が多い。各論の適否についてここで意見を述べることは差し控えたいが、過去の英知たちが行ってきたように、我々国民自らが憲法制定権者として主体的に憲法そして立憲主義のあり方を考え、強い決意を持って自由・平等そして平和を守っていかねばならない。



日本国憲法



[注] 写真(左);国立国会図書館HP、写真(右):参議院HPより

ご清聴いただき、
ありがとうございました。

